

R I 計器の取扱いについて（ご利用者様向け）

※表示付認証機器をレンタルでご利用されることを前提に抜粋で記載しています。

平成 17 年 6 月 1 日付けの放射線障害防止法（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律）の改正により、R I を使用した計器をご利用される場合、以下の手順となります。

平成 25 年 4 月 1 日より、放射線障害防止法に基づく届出・申請の届出先が、文部科学省から原子力規制委員会に変更となりました。

令和 5 年 5 月 1 日より、製品に同封していたソフトウェアや取扱説明書が収録された CD-ROM の添付を廃棄物削減の取り組みの一環として廃止いたします。お手数ではございますが、メーカーの HP よりダウンロードをお願いいたします。

ソイルアンドロックエンジニアリング(株)ホームページ トップ→ダウンロード

URL : <https://www.soilandrock.co.jp/downloads>

- ・原子力規制委員会への届出様式 ・原子力規制委員会への届出記入例 ・機器集荷依頼票
- ・R I 通信ソフト ・R I 通信ソフトの取扱説明書 ・R I 通信ソフトの Windows ドライバ (ANDES、SRID、WARP-mini)
- ・各機種専用測定ソフト (COARA、PIRICA-S1、CONG-II)

①メーカー指定便での配送

- ・放射性同位元素の輸送に関する法令を順守する運送会社に委託するよう管轄省庁からの指導があり、メーカーが指定する「西武運輸(株)」での配送となります。

②使用開始の届出

- ・R I 計器に同梱されている「表示付認証機器使用届」に氏名、住所等を記載します。使用開始から 30 日以内に、原子力規制委員会の担当部署に送付してください。
- ・ご利用台数やご利用の本拠地に変更が生じたときは、変更の日から 30 日以内に「表示付認証機器使用変更届」を原子力規制委員会に届け出る必要があります。

※原子力規制委員会より、下記の要望事項がございます。

郵送にて申請・届出等を行われる場合は、別紙 1 の業種区分表を参照の上、封筒に業種を朱書きしていただきますよう、ご協力の程お願い申し上げます。

③メーカーへの指定便での返却

- ・メーカーが指定する「西武運輸(株)」に集荷の手配をお願いします。
- ・R I 計器がメーカーに入庫すると、受領書がメーカーから送られます。

④使用終了の届出

- ・ご利用を終了されるときは、使用廃止の日から 30 日以内に次の書類を原子力規制委員会に届け出ます。
 1. 表示付認証機器使用廃止及び廃止措置計画届
 2. 使用の廃止等に伴う措置の報告書
 3. 表示付き認証機器受領書

別表 1)

審査等業務分担表

平成 21 年 4 月 2 日

担 当 業 種
核燃料加工、原子力
独立行政法人（地方独立行政法人を含む）
公私立学校（附属病院を除く）
公私立学校（附属病院）
地方自治体（公立病院を除く。上下水道を除く）
地方自治体（公立病院。上下水道を除く）
電気事業（電力会社）
機械、精密機器、鉄鋼、金属
化学、ゴム製品
医療法人・個人病院
財団法人（S p r i n g 8 及び上下水道を除く）
国立大学法人・大学共同利用機関法人等（附属病院 及び 高エネ機構を除く）
国立大学法人・大学共同利用機関法人等（附属病院）
国の機関
社団法人（R I 協会を含む。上下水道を除く）
輸送用機器、運輸業
輸送容器承認・設計承認
建設業
ガラス、窯業
環境計量、産業廃棄物処理業、検査サービス（非破壊を除く）
石油・石炭製品、鉱業
電気機器、ガス業
非破壊検査（法第 10 条第 6 項を除く）
非破壊検査（法第 10 条第 6 項）
紙・パルプ、印刷業
上下水道
防災資機材製造
繊維業
食料品製造業
製薬業、臨床検査
γ線滅菌
水産・農林業
卸売・小売業（販、賃を含む）
その他（上記業種に属さないもの）